

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県総務部広聴広報課

電話番号 054-221-2233

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和7年度こえの県民だより製作業務

(3) 業務概要

県民だよりの音声版の製作・配付

(4) 業務期間

契約日から令和8年3月18日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められたものであること。
- (3) 視覚に障害のある方などに向けた音声広報CD等の製作実績があること。
- (4) 県から出稿する墨字版県民だよりの原稿及びテキストデータを元に音声版及びインターネット用デジタルデータを作成する体制を有する者であること。
- (5) 墨字版県民だより発行日後原則3日以内にCD（デイジー版）概ね105枚を製作できる体制を有する者であること。
- (6) 墨字版県民だより発行日後原則3日以内に概ね58箇所へ配送する体制を有する者であること。
- (7) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書の交付場所及び担当部局

(1) 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

(2) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館4階 静岡県総務部広聴広報課

電話 054 (221) 2233

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により、入札参加資格確認申請書等を令和7年4月7日（月）午後4時までに入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年4月15日（火）午前11時

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館2階第2会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載を

した者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県総務部広聴広報課（電話054-221-2233）とする。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 現場説明会は行わない。